

事前審査照会先一覧

照会先官署等		市街化区域			市街化調整区域				備考
		住宅系 分譲宅地等	商業施設・ 飲食店舗等	その他	住宅系 戸建住宅	住宅系 分譲宅地等	商業施設・ 飲食店舗等	その他	
国	滋賀国道事務所	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	※国道隣接地の場合
県庁	産業立地推進室			◎※				◎※	※工場の場合(1,000m²以上)
県警	近江八幡警察署	○	○	○		○	○	○	
東近江合同庁舎	東近江土木事務所管理調整課	○	○	○	○	○	○	○	
	東近江環境事務所	◎※	○	○		○	○	○	※自己用一戸建て以外の場合
	中部森林整備事務所	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	※保安林を含む場合
	東近江農業農村振興事務所田園振興課				○※	○※	○※	○※	※登記地目が農地の場合
	東近江保健所(総務調整担当)			○	○	○※		○	※兼用住宅の場合
近江八幡市	土木課	調査許認可G	○	○	○	○	○	○	
	農村整備課		○	○	○	○	○	○	
	農業振興課	農業政策G	○	○	○	○	○	○	
	農業委員会事務局		○	○	○	○	○	○	
	企画課		◎※	◎※	◎※		◎※	◎※	※大規模開発(0.5ha以上)の場合
	まちづくり協働課		○	○	○	○	○	○	
	上下水道施設課	上水道G	○	○	○	○	○	○	
		下水道G	○	○	○	○	○	○	
	環境課	廃棄物対策G	○	○	○	○	○	○	※簡易版+ゴミステーション構造図を添付
	文化振興課	文化財保護G	○	○	○	○	○	○	
	危機管理課		○	○	○		○	○	※簡易版+消防関係構造図を添付
	人権・市民生活課		○	○	○		○	○	
	交通政策課		○	○	○		○	○	
	商工振興課			○※			○	○※	※工場、レジャー施設等の場合
	建築課	建築指導G	○	○	○	○	○	○	※簡易版+建築図面を添付
	教育総務課	庶務G	○			○			
	幼稚課	管理運営G	○※			○※			※0.5ha以上(集合住宅を含む)の場合
	都市計画課	公園G	○※	○※	○※		○※		※分譲(0.3ha以上)の場合 ※簡易版+公園図面
	許可要件による担当所管課				○※			○※	※担当所管課の意見書を必要とする場合
	都市計画課	開発指導G	◎×2	◎×2	◎×2	◎×2	◎×2	◎×2	
提出部数		◎X+OYY	◎X+OYY	◎X+OYY	◎X+OYY	◎X+OYY	◎X+OYY	◎X+OYY	条件により部数が変化します
		◎7+O17	◎7+O17	◎8+O18	◎5+O12	◎7+O18	◎7+O17	◎8+O18	※印を全て含む場合

※1 開発計画事前審査願の添付図書～イ)開発計画説明書 口)設計説明書 ハ)法第34条各号に該当する図書 ニ)現況写真 ホ)土地の登記事項証明書等
 ヘ)位置図 ド)付近見取図 チ)現況図 リ)土地利用計画平面図 ヌ)造成計画平面図 ル)給・排水計画平面図
 ヲ)字限図(公図) ワ)その他必要図(縦断図、横断図、構造図、建築図面等)

※2 ◎(詳細版)の開発計画事前審査願には上記添付図書の全ての書類を添付。

○(簡易版)の開発計画事前審査願には上記添付図書のうち、斜体字の書類及び照会先に関係する図書一式を添付。

※3 代理者によって申請される場合にあっては、委任状が必要となります。